

令和3年1月12日

## 法人における不祥事について（処分のご報告）

平素より当法人の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当法人のホームページ（<https://care-net.biz/28/kakujuen/data2/2021/0107/01.pdf>）において皆様にご報告させていただいた不祥事につき、神戸市より当法人に対して令和3年1月12日付で処分が下されました。その処分結果について、以下のとおりご報告申し上げます。

当法人において、このような不祥事が発生したことにつき、誠に申し訳ございません。ご利用者様の皆様、ご家族様の皆様、その他ご関係の皆さまに多大なご心配とご迷惑をお掛けいたしましたことにつきまして、心より深く反省しお詫び申し上げます。

### 1 処分の内容

- ① 指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームきしろ荘」の全部の効力の停止（12か月の事業停止）処分
- ② 指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム陽だまりの家きしろ」の一部効力停止（6か月間の新規受入停止及び6か月間の介護報酬請求上限8割（報酬の2割減額））処分
- ③ 神戸市からの補助金の交付決定の一部取消処分

また、神戸市より、当法人に対して、同日付で、①理事長及び常務理事に対する責任追及をすること、②法人の運営体制の刷新すること、③本件の原因及び責任を明らかにするための第三者委員会を設置することを求める旨の勧告がされ、その他改善事項の指摘を受けました。

### 2 処分の原因となる事実

○指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームきしろ荘」において

- (1) 平成30年12月から令和2年8月の間、元施設長が入居者8名に無資格で胃ろうを1679回、入居者1名に食堂ろうを270回行なった。

- (2) 平成30年12月から令和2年8月の間、元施設長及び元職員が入居者1名に無資格で喀痰吸引を少なくとも20回以上行った。
- (3) 平成31年4月、元施設長が入居者2名に無資格で浣腸（医療用医薬品）を1回ずつ行った。
- (4) 平成30年12月から令和2年8月の間、元施設長及び元職員が入所者に、無資格で点滴静脈注射の抜去を少なくとも3回以上行った。
- (5) 平成30年12月から令和2年8月の間、運営基準で定める入浴回数を満たしていない入所者が複数確認され、4週間入浴記録がない入所者も見受けられた。
- (6) 平成30年12月から令和2年8月の間、入所者のケアプランを作成していなかった。

○指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームきしろ荘」

- (7) 指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所を一体的に運営しており、指定介護老人福祉施設において上記行為を行った。

○指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム陽だまりの家きしろ」

- (8) 指定申請書に添付を要する資料「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」に、採用内定を辞退し雇用予定のない看護職員名を記載し、人員基準を満たすように作成し提出したことにより、不正に指定を受けた。

### 3 お詫びと今後について

皆さまに多大なるご心配・ご迷惑をおかけしていることにつきまして、重ねて深くお詫び申し上げます。

指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームきしろ荘」のご利用者様及びご家族の皆様については、ご説明の上、施設変更の手続を行うなど、可能な限りケアに支障をきたさないよう個別に対応させていただくことを予定しております。

また、本件については、理事長である私自身の管理監督等にも至らない点があったと深く反省しております。そのため、理事長の責任を示すうえでも、近日中に理事長の職を辞任することを予定しております。また、常務理事である

岸本和男も、同様に、常務理事の職を辞任することを予定しております。

今後は、神戸市の指導の下、再発防止策に取り組み、法人の抜本的な改善に努めていきたいと考えております。また、引き続き、誠心誠意、ご利用者様のケアを実施して参りたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

社会福祉法人六甲鶴寿園  
理事長 岸本圭子